

日野グループ企業年金基金規約

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 平成21年 | 10月 | 1日 | 施行 |
| 平成22年 | 7月 | 1日 | 改訂 |
| 平成23年 | 1月 | 1日 | 改訂 |
| 平成23年 | 7月 | 1日 | 改訂 |
| 平成23年 | 9月 | 1日 | 改訂 |
| 平成23年 | 11月 | 5日 | 改訂 |
| 平成24年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 平成24年 | 4月 | 21日 | 改訂 |
| 平成25年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 平成25年 | 8月 | 12日 | 改訂 |
| 平成25年 | 8月 | 31日 | 改訂 |
| 平成26年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 平成26年 | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 平成27年 | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 平成27年 | 12月 | 14日 | 改訂 |
| 平成28年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 平成30年 | 5月 | 1日 | 改訂 |
| 平成30年 | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 平成31年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 令和2年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 令和2年 | 4月 | 30日 | 改訂 |
| 令和2年 | 6月 | 22日 | 改訂 |
| 令和2年 | 7月 | 1日 | 改訂 |
| 令和2年 | 8月 | 1日 | 改訂 |
| 令和2年 | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 令和2年 | 12月 | 1日 | 改訂 |
| 令和3年 | 3月 | 27日 | 改訂 |
| 令和3年 | 7月 | 1日 | 改訂 |
| 令和3年 | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 令和4年 | 1月 | 1日 | 改訂 |
| 令和4年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 令和5年 | 2月 | 13日 | 改訂 |
| 令和5年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 令和6年 | 4月 | 1日 | 改訂 |
| 令和6年 | 5月 | 27日 | 改訂 |

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 代議員及び代議員会
- 第 3 章 役員及び職員
- 第 4 章 加 入 者
- 第 5 章 給 付
 - 第 1 節 通 則
 - 第 2 節 老 齡 給 付 金
 - 第 3 節 脱 退 一 時 金
 - 第 4 節 遺 族 給 付 金
- 第 6 章 掛 金
- 第 7 章 積立金の積立て
- 第 8 章 積立金の運用
- 第 9 章 年 金 通 算
- 第 10 章 解散及び清算
- 第 11 章 福 祉 事 業
- 第 12 章 雑 則
- 附 則

日野グループ企業年金基金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、日野グループ企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都千代田区九段南2丁目3番18号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行う。ただし、令第10条ただし書に該当する場合は、当該電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公告は行わないものとするができる。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。
- 3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システム又はWeb会議システム（以下「テレビ会議システム等」という。）を用いて行う。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、6人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後30日以内に行うことができる。

- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同

項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

- 3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所（テレビ会議システム等を活用する場合にはその方法を含む。）を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった

事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 役員の解任
- 三 毎事業年度の予算
- 四 毎事業年度の事業報告及び決算
- 五 借入金の借入れ
- 六 その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所（テレビ会議システム等を活用した場合にはその方法を含む。）
- 二 代議員の定数
- 三 出席した代議員の氏名（テレビ会議システム等により出席した代議員についてはその旨を含む。）、第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
- 四 議事の経過の要領
- 五 議決した事項及び可否の数

六 その他必要な事項

- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、4人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 三 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書

面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- 一 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- 二 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- 三 事業運営の具体的方針
- 四 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対

して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、別表第2-1に定める者（以下「社員等」という。）であって、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において社員等でない場合にあつては、社員等となった日）以後最初に到来する9月1日までの期間勤続した者（9月1日に社員等となった者を含む。）とする。ただし、別表第2-4に定める実施事業所の社員等となった日において既に同表に定める給付算定期間の終点を経過している者については、加入者としなない。

2 基金の加入者の区分（以下「加入者区分」という。）は、別表第2-1に定める実施事業所の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1加入者

加入者のうち、別表第2-1に定める実施事業所の区分が第1に該当する実施事業所に使用される者

二 第2加入者

加入者のうち、別表第2-1に定める実施事業所の区分が第2に該当する実施事業所に使用される者

三 第3加入者

加入者のうち、別表第2-1に定める実施事業所の区分が第3に該当する実施事業所に使用される者

四 第4加入者

加入者のうち、別表第2-1に定める実施事業所の区分が第4に該当する実施事業所に使用される者

五 第5加入者

加入者のうち、別表第2-1に定める実施事業所の区分が第5に該当する実施事業所に使用される者

(資格取得の時期)

第40条 加入者は、社員等となった日以後最初に到来する9月1日に、加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

一 死亡した日

二 社員等でなくなった日

三 その使用される事業所が実施事業所でなくなった日

四 厚生年金保険の被保険者でなくなった日

(加入者期間及び給付算定期間)

第42条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日から加入者の資格を喪失した日までをこれに算入する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げる。

2 社員等となった日から加入者の資格を取得した日の前日までの期間（別表第2-2に定める試用期間（以下「試用期間」という。）を含む。）は、前項の加入者期間に算入する。

3 前2項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付算定期間」という。）は、前2項による加入者期間とする。ただし、別表第2-4に定める実施事業所の加入者であって、同表に定める給付算定期間の終点以降に加入者の資格を喪失した場合にあっては、当該給付算定期間の終点までの期間とする。

4 加入者の資格を喪失した日の翌日に、再び社員等となった者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、再び社員等となった日に基金の加入者の資格を取得するものとし、基金における前後の加入者期間及び給付算定期間を合算する。

一 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）となった者であって当該脱退一時金の全部又は一部を支給されたもの

二 再加入者となる前に基金の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給付金の全部又は一部を支給されたもの

三 加入者の資格を喪失した後に第86条第2項、第87条第2項、第88条第2項又は第89条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

四 基金における前後の加入者期間及び給付算定期間を合算しないことを申し出た者

第5章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

第43条 基金は、次に掲げる給付を行う。

- 一 老齢給付金
- 二 脱退一時金
- 三 遺族給付金

(裁定)

第44条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第63条各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。
 - 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子（給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類
 - 二 給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(標準年金月額及び標準一時金額)

第45条 基金の標準年金月額は、第1号により計算される額に第2号により計算される率を乗じて得た額を給付保証期間に応じた確定年金現価率で除して得た額とする。

- 一 加入者区分、給付算定期間及び退職事由（別表第2-3に定める退職事由をいう。以下同じ。）に応じて別表第3に定める額（以下「標準一時金額」という。）
- 二 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から支給要件を満たした日の属する月までの期間において、連続して同一の据置期間再評価率が適用される各期間ごとに、当該適用される据置期間再評価率に基づき、次式により計算した率を、すべて掛け合わせて算定した率
連続して同一の据置期間再評価率が適用される各期間ごとの率

$$= (1 + \text{据置期間再評価率})^{n/12}$$

n：連続して同一の据置期間再評価率が適用される各期間の月数

- 2 前項の給付保証期間は、老齢給付金の受給権者が、その裁定を受けるときに次の各号のいずれかから選択した期間（以下「給付保証期間」という。）とする。
 - 一 10年
 - 二 15年
 - 三 20年
- 3 第1項の確定年金現価率は、老齢給付金の支給要件を満たしたときに適用されている受給期間再評価率を予定利率として給付保証期間に応じて算定した別表第4に定める率とする。
- 4 第1項の据置期間再評価率及び前項の受給期間再評価率は次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 据置期間再評価率は、第72条第1項に規定する財政再計算（以下この条において「定例再計算」という。）の基準日における据置期間指標とし、定例再計算の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の初日から5年間において適用する。
 - 二 受給期間再評価率は、定例再計算の基準日における受給期間指標（その値が4.5%を上回る場合にあっては4.5%、2.5%を下回る場合にあっては2.5%とする。）とし、定例再計算の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の初日から5年間において適用する。
- 5 前項の据置期間指標及び受給期間指標は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 据置期間指標は、1.5%とする。
 - 二 受給期間指標は、各事業年度の末日の属する年前5年間（1月から12月までを1年間とする。）に発行された国債（期間10年のものとする。）の応募者利回りの平均値（百分率で小数点以下第2位以下の端数が生じた場合は、これを四捨五入して算定するものとする。）とする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、定例再計算の基準日における規則第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）が第4項第1号の規定による据置期間再評価率又は第4項第2号の規定による受給期間再評価率を上回る場合の当該据置期間再評価率又は受給期間再評価率の適用方法については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 下限予定利率が第4項第1号の規定による据置期間再評価率を上回る場合
当該定例再計算による掛金の適用日から、当該定例再計算の基準日における下限予定利率を当該据置期間再評価率として適用する。
 - 二 下限予定利率が第4項第2号の規定による受給期間再評価率を上回る場合
当該定例再計算による掛金の適用日から、当該定例再計算の基準日における下限予定利率を当該受給期間再評価率として適用する。
- 7 第4項の規定にかかわらず、次回の定例再計算の基準日が到来する前に、第72条第2項又は第74条第1項に定める財政再計算（以下この項において「臨時再計算」という。）に該当した場合であって、当該臨時再計算の基準日における下限予定利率が第4項第1号の規定による据置期間再評価率又は第4項第2号の規定による受給期間再評価率を上回る場合の当該据置期間再評価率又は受給期間再評価率の適用方法については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 下限予定利率が第4項第1号の規定による据置期間再評価率を上回る場合
当該臨時再計算による掛金の適用日から、当該臨時再計算の基準日における下限予定利率を当該据置期間再評価率として適用する。

二 下限予定利率が第4項第2号の規定による受給期間再評価率を上回る場合

当該臨時再計算による掛金の適用日から、当該臨時再計算の基準日における下限予定利率を当該受給期間再評価率として適用する。

8 第4項及び前2項の規定により受給期間再評価率が改定された場合には、受給期間再評価率が改定された月から老齢給付金の額を改定するものとし、当該改定後の受給期間再評価率を予定利率として給付保証期間に応じて算定した別表第4に定める率を第1項の確定年金現価率として同項により算定した額を改定後の年金の月額とする。

9 第1項第1号の規定にかかわらず、加入者期間20年未満で加入者区分が変更になった者に係る標準一時金額は、次の各号に定める額を合算した額とし、その者の標準年金月額は、当該標準一時金額に基づき第1項の規定により計算される額とする。

一 加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者区分並びに加入者の資格を喪失した日における退職事由に応じて別表第3に定める額

二 加入者の資格を喪失した日における給付算定期間及び加入者区分並びに退職事由に応じて別表第3に定める額から、加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者の資格を喪失した日における加入者区分並びに退職事由に応じて別表第3に定める額を控除して得た額

10 第1項第1号の規定にかかわらず、加入者期間が20年以上で加入者区分が変更になった者に係る標準一時金額は、次の各号に定める額のいずれか高い額とし、その者の標準年金月額は、当該標準一時金額に基づき第1項の規定により計算される額とする。

一 前項各号に定める額を合算した額

二 加入者区分が変更になった日の前日に自己都合退職（別表第2－3に規定する自己都合退職をいう。以下同じ。）により加入者の資格を喪失したとした場合に第1項第1号の規定により計算される額に、加入者区分が変更になった日の前日の属する月の翌月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間に基づき第1項第2号を準用して算定した率を乗じて得た額

（端数処理）

第46条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の月額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（支給期間）

第47条 基金の年金給付は、給付保証期間に応じて次の各号に定めるとおりとし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

一 給付保証期間10年 10年確定年金

二 給付保証期間15年 15年確定年金

三 給付保証期間20年 20年確定年金

2 前項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第48条 年金給付の支払日は年4回3月、6月、9月及び12月の各21日（金融機関の休業日である場合には前営業日）とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。

2 一時金給付は、裁定の請求の手續が終了した後1月以内に支払う。

3 前項の規定にかかわらず、第57条に規定する一時金のうち、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした者が老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合の一時金は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月の末日までに支払う。

ただし、請求手續終了日から加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月の末日までの期間が1月に満たない場合は、前項の規定を適用するものとする。

4 前3項の給付の支払は、基金が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによつて行う。

(給付の制限)

第49条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

2 受給権者が、正当な理由がなく法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

一 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

二 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

三 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

4 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第50条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの（以下この条において「未支給給付」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたその他の親族（以下この条において「遺族」という。）は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、前項に記載の順位とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後とする。また、同順位者が2人以上あるときは年長者を先とする。

3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者の遺族は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、基金に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第44条第3項の例により、給付の裁定の請求書を基金に提出しなければならない。

一 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

二 死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第51条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第52条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第53条 基金は、第44条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齡給付金

(支給要件及び支給の方法)

第54条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が次の各号に定める場合に該当することとなったときは、当該各号に定めるときに老齡給付金を年金として支給する。

- 一 60歳未満で加入者の資格を喪失した場合
60歳に達したとき
- 二 60歳以上65歳未満で実施事業所に使用されなくなった場合
実施事業所に使用されなくなったとき
- 三 65歳に達した場合
65歳に達したとき

(年金月額)

第55条 老齡給付金の月額は、標準年金月額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第59条第2号に係る脱退一時金の全部又は一部が支給された者の老齡給付金の月額は、標準年金月額に、100%から脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除して得た割合を乗じて得た額とする。

(支給の繰下げ)

第56条 老齡給付金の受給権者であつて、老齡給付金の支給を請求していない者は、基金に、65歳の誕生日の属する月まで当該老齡給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の申出をした老齡給付金の受給権者に対する老齡給付金の支給は、第47条第1項の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。
- 3 前項の支給の繰下げが終了する月は、老齡給付金の受給権者が選択した年齢の誕生日が属する月とする。
- 4 第1項の申出をした老齡給付金の受給権者に支給する老齡給付金の月額は、第1号により計算される額に第2号により計算される率を乗じた額を、第3号により計算される率で除して得た額をその月額とする。
 - 一 標準一時金額に、100%（加入者であった者が第61条第2項の規定に基づき一時金の支給を受けている場合にあつては、100%から脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除して得た割合）を乗じて得た額
 - 二 加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齡給付金の支給の繰下げを終了した月までの期間に基づき第45条第1項第2号を準用して算定した率
 - 三 老齡給付金の支給の繰下げを終了したときの受給期間再評価率（第45条第4項、第6項及び第7項に規定する受給期間再評価率をいう。以下同じ。）を予定利率として給付保証期間に応じて算定した別表第4に定める確定年金現価率
- 5 第45条第4項、第6項及び第7項の規定により受給期間再評価率が改定された場合には、受給期間再評価率が改定された月から老齡給付金の額を改定するものとし、当該改定後の受給期間再評価率を予定利率として給付保証期間に応じて算定した別表第4に定める率を前項第3号の確定年

金現価率として同項により算定した額を改定後の年金の月額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

第57条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後給付保証期間が終了する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合には、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。

- 一 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- 三 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- 四 その他前3号に準ずる事情

2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合には、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。

3 老齢給付金の受給権者が、第1項の請求をする場合には、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合（同項の請求をする前に第2号若しくは第61条第2項第2号の割合を選択した者、又は年金の支給開始後に選択する者には、第1号の割合に限る。）を選択することができる。

- 一 100%
- 二 50%

4 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に年金として支給する老齢給付金の月額は、前2条の規定にかかわらず、第55条に規定する老齢給付金の月額（前条の規定により老齢給付金の支給の繰下げを申し出た場合は前条第4項に規定する老齢給付金の月額）に100%から前項の規定により選択した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

5 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、老齢給付金の受給権者が支給を受けるべき又は受けていた老齢給付金の月額に、第3項の規定により選択した割合を乗じ、さらに一時金の支給を申し出たときの受給期間再評価率を予定利率として残余保証期間（給付保証期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。第65条において同じ。）に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額とする。

6 第45条第4項、第6項及び第7項の規定により受給期間再評価率が改定された場合には、受給期間再評価率が改定された月から第4項の額を改定するものとし、同条第8項（前条の規定により老齢給付金の支給の繰下げを行った場合は前条第5項）の規定により算定した額に、100%から第3項の規定に基づき申し出た選択割合を控除して得た割合を乗じて得た額を改定後の年金の月額とする。

(失権)

第58条 老齡給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 老齡給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 給付保証期間である老齡給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 老齡給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第59条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- 一 加入者期間が3年以上20年未満で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）。
- 二 65歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。（60歳以上で実施事業所に使用されなくなったことにより加入者の資格を喪失した場合を除く。）

(一時金額)

第60条 脱退一時金の額は、標準一時金額とする。

(支給の繰下げ)

第61条 第59条第2号に該当する脱退一時金の受給権者（第41条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。）は、基金に、60歳（60歳以上で加入者の資格を喪失した者については65歳）に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。

2 前項の申出をした脱退一時金の受給権者（第59条第2号の支給要件を満たした後に再加入者となった者であって、基金における前後の加入者期間及び給付算定期間を合算する者を除く。）は、脱退一時金の支給の繰下げ中（前項の申出時を含む。）において、1回に限り、脱退一時金の支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合を選択して、脱退一時金の全部又は一部の支給を申し出ることができる。

- 一 100%
- 二 50%

3 前項の申出をした脱退一時金の受給権者に支給する脱退一時金の額は、前条の規定にかかわらず、標準一時金額に、前項の規定に基づき申し出た選択割合を乗じ、さらに加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から脱退一時金の支給を申し出た日の属する月までの期間に基づき第45条第1項第2号を準用して算定した率を乗じて得た額とする。

(失権)

第62条 前条第1項の規定に基づき支給の繰下げの申出をした脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。
- 二 脱退一時金の受給権者（第59条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。）が老齢給付金の受給権者となったとき。
- 三 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の基金における前後の加入者期間及び給付算定期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第63条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- 一 加入者期間が3年以上である加入者（老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く。）
- 二 加入者期間が20年以上である加入者であった者であって、第61条第1項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
- 三 老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後給付保証期間を経過していない者（次号に該当する者を除く。）
- 四 第56条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

(遺族の範囲及び順位)

第64条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。また、父母については養父母を先にし実父母を後とし、同順位者が2人以上あるときは年長者を先とする。

- 一 配偶者
 - 二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 - 三 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第65条 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第63条第1号に掲げる者が死亡した場合
標準一時金額
- 二 第63条第2号又は第4号に掲げる者が死亡した場合
標準一時金額に、100%（加入者であった者が第61条第2項の規定に基づき一時金の支給を受けている場合にあつては、100%から同条同項の規定に基づき申し出た選択割合を控除して得た割合）を乗じ、さらに加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から老齢給付金又は脱退一時金の受給権者が死亡した日の属する月までの期間に基づき第45条第1項第2号を準用して算定した率を乗じて得た額
- 三 第63条第3号に掲げる者が死亡した場合
同号に掲げる者が支給を受けるべき又は受けていた年金の月額に、加入者であった者が死亡したときの受給期間再評価率を予定利率として残余保証期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額

第6章 掛金

(掛金)

第66条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月、掛金を拠出する。

(標準掛金)

第67条 掛金のうち、標準掛金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 第1加入者

1,610円に毎月1日現在における第1加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）の数を乗じて得た額

二 第2加入者

3,220円に毎月1日現在における第2加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）の数を乗じて得た額

三 第3加入者

6,450円に毎月1日現在における第3加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）の数を乗じて得た額

四 第4加入者

8,060円に毎月1日現在における第4加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）の数を乗じて得た額

五 第5加入者

4,840円に毎月1日現在における第5加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）の数を乗じて得た額

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第67条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、次の各号に定める額とする。

一 第1加入者

月額2,000円

二 第2加入者

月額3,000円

三 第3加入者

月額6,000円

四 第4加入者

月額8,000円

五 第5加入者

月額5,000円

(特別掛金)

第68条 掛金のうち、特別掛金の額は、過去勤務債務の額を償却するため、実施事業所ごとに、別

表第6-1に定める第1特別掛金月額及び別表第6-3に定める第3特別掛金月額を合算した額とする。

2 前項の特別掛金の償却期間は、実施事業所ごとに、別表第6-1及び別表第6-3に定める期間とする。

(事務費掛金)

第69条 掛金のうち、基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金の額は、実施事業所ごとに、次の各号に定める期間の区分に応じ、次の各号に定める額とする。

一 基金の実施事業所になった日から1年を経過するまでの期間

500円に毎月1日現在における加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）数を乗じて得た額

二 基金の実施事業所になった日から1年を経過した後の期間

220円に毎月1日現在における加入者（別表第2-4に定める実施事業所の加入者のうち、同表に定める給付算定期間の終点の翌日以降の者を除く。）数を乗じて得た額

(掛金の負担割合)

第70条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第71条 事業主は、毎月の掛金を毎月末日（金融機関の休業日である場合には前営業日）までに基金に納付する。

2 前項の規定にかかわらず、第73条の2に定める承継事業所償却積立金を有する実施事業所の事業主は、当該実施事業所の承継事業所償却積立金が零となるまでの間、当該実施事業所に係る特別掛金を拠出しない。

(財政再計算)

第72条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第73条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

(承継事業所償却積立金)

第73条の2 基金の財政運営において、承継事業所償却積立金を設ける。

2 前項の承継事業所償却積立金の額は、基金の施行、実施事業所の増加、法第76条による基金の合併又は法第79条、法第80条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）

附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第112条の規定による権利義務の承継（平成24年3月31日までの間は、法附則第25条の規定による権利義務の承継を含むものとし、以下、総称して「実施事業所の増加等」という。）に伴い基金が受換する積立金の額（当該実施事業所の増加等に伴う財政計算の基準日（以下この条において「基準日」という。）において評価した額とする。）が、基準日における当該実施事業所の数理債務の額を上回る場合において、当該実施事業所ごとに、次の第1号に定める額から、第2号に定める額及び第3号に定める額を合算した額を控除して得た額とする。

- 一 基準日における当該実施事業所の増加等により受換した積立金の額
- 二 基準日における当該実施事業所の数理債務の額（ただし、負の場合は零とする。）
- 三 次項及び第4項に定めるとりくずし額

3 第72条又は次条に定める財政再計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が第71条第2項に該当することとなるときは、第71条第1項に定める掛金の納付時期に当該特別掛金額（当該特別掛金額が当該実施事業所の承継事業所償却積立金を超える場合は当該承継事業所償却積立金とする。）に相当する額を、当該実施事業所の承継事業所償却積立金が零となるまでの間、当該実施事業所の承継事業所償却積立金からとりくずすこととする。

4 第104条第2項に該当することとなるときは、同条同項第1号及び第2号に定める額を合算した額と同条同項第3号に定める額のいずれか小さい額を、当該実施事業所の承継事業所償却積立金からとりくずすこととする。

第7章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

- 第74条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。
- 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
 - 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

- 第75条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度に特例掛金として拠出する。
- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる据置期間再評価率及び受給期間再評価率は、基準日直前の再計算基準日の過去5年における第45条に定める各再評価率の算定の基礎となる指標の実績値の平均を用いて算定した率とする。
 - 3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 基準日において、年金給付の支給を受けている者
当該年金給付
 - 二 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第56条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金（給付保証期間20年を選択したものとして計算される額とする。）
 - 三 基準日において、加入者期間が20年以上である者（加入者及び脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。）
その者が60歳（60歳以上で加入者の資格を喪失した者については65歳）に達したときに年金として支給される老齢給付金（給付保証期間20年を選択したものとして計算される額とする。）
 - 四 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者（次号及び第6号に規定する者を除く。）
その者が標準的な退職年齢に達した日（基準日において当該年齢以上である者にあつては、基準日。以下この項において「標準資格喪失日」という。）において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金の額（給付保証期間20年を選択したものとして計算される額とする。ただし、標準資格喪失日において、年金に代えて一時金の支給を申し出た場合の一時金額が年金給付の現価相当額を上回る場合にあつては、当該年金に代えて支給される一時金給付の額とする。以下この条において同じ。）に次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得

た率を乗じて得た額

ア 基準日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間に応じて別表第3（自己都合退職欄）に定める額

イ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間に応じて別表第3（自己都合退職以外欄）に定める額

五 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者のうち、加入者区分が変更になった者であって、基準日に加入者の資格を喪失した場合の標準年金月額が第45条第9項又は同条第10項第1号に定める額となる者

標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金の額のうち第45条第9項第1号に定める額に基づき計算される額に次のアに掲げる率を乗じて得た額と、老齢給付金の額のうち同条第9項第2号に定める額に基づき計算される額に次のイに掲げる率を乗じて得た額を合算した額

ア 次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率

（ア）加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職欄）に定める額

（イ）加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職以外欄）に定める額

イ 次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率

（ア）基準日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職欄）に定める額から、加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職欄）に定める額を控除して得た額

（イ）標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職以外欄）に定める額から、加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職以外欄）に定める額を控除して得た額

六 基準日において加入者であって、加入者期間が20年以上である者のうち、加入者区分が変更になった者であって、基準日に加入者の資格を喪失した場合の標準年金月額が第45条第10項第2号に定める額となる者

標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる老齢給付金の額のうち第45条第10項第2号において引用する同条第1項第1号に定める額に基づき計算される額（ただし、同条第10項第2号に規定する同条第1項第2号を準用して算定した率を乗じる前の金額とする。）に1を乗じて得た額と、老齢給付金の額のうち同条第10項第2号において引用する同条第1項第1号に定める額に基づき計算される額（ただし、同条第10項第2号に規定する同条第1項第2号を準用して算定した率を乗じる前の金額とする。）以外の額に次のアに掲げる率をイに掲げる率で除して得た率を乗じて得た額を合算した額

ア 加入者区分が変更になった日の前日の属する月の翌月から基準日の属する月までの期間に基づき第45条第1項第2号を準用して算定した率から1を控除して得た率

イ 加入者区分が変更になった日の前日の属する月の翌月から標準資格喪失日の属する月まで

の期間に基づき第45条第1項第2号を準用して算定した率から1を控除して得た率
七 基準日における加入者（前3号及び次号に規定する者を除く。）

その者が標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる
脱退一時金の額に次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 基準日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間に応じて別表第3（自己都合退職欄）
に定める額

イ 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間に応じて別表第3（自己都合
退職以外欄）に定める額

八 基準日における加入者のうち加入者区分が変更になった者（第5号及び第6号に規定する者を
除く。）

標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることとなる脱退一
時金の額のうち第45条第9項第1号に定める額に基づき計算される額に次のアに掲げる率を
乗じて得た額と、第45条第9項第2号に定める額に基づき計算される額に次のイに掲げる率を
乗じて得た額を合算した額

ア 次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率

（ア）加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者区分に応じて別表第
3（自己都合退職欄）に定める額

（イ）加入者区分が変更になった日の前日における給付算定期間及び加入者区分に応じて別表第
3（自己都合退職以外欄）に定める額

イ 次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率

（ア）基準日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間及び基準日における加入者区分に
応じて別表第3（自己都合退職欄）に定める額から、加入者区分が変更になった日の前日にお
ける給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合退職欄）に
定める額を控除して得た額

（イ）標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の給付算定期間及び基準日における加入
者区分に応じて別表第3（自己都合退職以外欄）に定める額から、加入者区分が変更になっ
た日の前日における給付算定期間及び基準日における加入者区分に応じて別表第3（自己都合
退職以外欄）に定める額を控除して得た額

4 前項第4号の標準的な退職年齢は、65歳とする。

（臨時拠出による特例掛金）

第76条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、
当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金と
して拠出する。

第8章 積立金の運用

(基金資産運用契約)

第77条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、次に掲げる契約を締結する。

- 一 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
 - 二 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約（以下「生命保険契約」という。）
- 2 前項第1号に規定する信託の契約は、基金に支払うべき支払金が、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 3 第1項第1号に規定する信託の契約のうち、次項に規定する年金特定信託契約以外の契約（以下「年金信託契約」という。）は、令第40条第1項に該当するものでなければならない。
- 4 基金は、法第66条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、金融商品取引業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約（以下「年金特定信託契約」という。）は、令第40条第2項に該当するものでなければならない。
- 5 第1項第2号に規定する生命保険契約は、令第41条に該当するものであるほか、基金に支払うべき保険金が、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 6 第4項に規定する投資一任契約は、令第41条の規定に適合するものでなければならない。

(運用管理規程)

第78条 前条第1項各号に掲げる契約及び同条第4項に規定する投資一任契約に係る次の事項は、運用管理規程に定めるものとする。

- 一 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
 - 二 契約に係る掛金の払込の割合
 - 三 契約に係る給付費等の負担の割合
 - 四 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - 五 資産の額の変更の手續
 - 六 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第79条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第80条 基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを運用受託機関に交付しなければならない。ただし、生命保険の契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第81条 基金は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第82条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第83条 基金は、毎事業年度の末日において、第77条第1項及び第4項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第84条 基金は、基金資産運用契約（第77条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約をいう。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第9章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第85条 この基金は、中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であって、第59条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

- 一 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - 二 第89条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換することを申し出ること。
 - 三 この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - 四 第89条第1項の規定に基づき、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - 五 第61条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。
- 2 前項第3号、第4号又は第5号を選択した中途脱退者が、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第87条第1項、第88条第1項若しくは第89条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第86条 基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後2月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第87条 基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年

金基金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後2月以内に、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第88条 基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後2月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第89条 基金の中途脱退者は、基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後2月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

5 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第90条 この基金は、この基金の中途脱退者に対して、第86条第1項、第87条第1項、第88条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。

第10章 解散及び清算

(解散)

第91条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- 一 法第85条第1項の認可があったとき
 - 二 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき
- 2 基金は、前項第1号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(解散時の掛金の一括拠出)

第92条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(支給義務の消滅)

第93条 基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第86条第2項、第87条第2項、第88条第2項若しくは第89条第2項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(残余財産の分配)

第94条 基金の残余財産は、清算人が、その終了した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配する。

2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 残余財産の額が、基金が解散した日（以下この条において「解散日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「解散日の最低積立基準額」という。）を上回る場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- ア 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額
- イ 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額の総額

- 二 残余財産の額が、解散日の最低積立基準額以下である場合

次のア及びイに掲げる者の区分に応じて、当該ア及びイに定める額

- ア 解散日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該残余財産の額に次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(ア) 各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額

(イ) 各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額の総額

イ 解散日における加入者（受給権者等を除く。以下イにおいて同じ。）

残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 各加入者に係る解散日の最低積立基準額

(イ) 各加入者に係る解散日の最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

（企業年金連合会への残余財産の移換）

第95条 終了制度加入者等（基金が解散した日において遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、基金は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

（国民年金基金連合会への残余財産の移換）

第95条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第94条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第 1 1 章 福祉事業

(福祉事業)

第 9 6 条 基金は、加入者及び加入者であった者の福祉を増進するため、福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 雑則

(業務の委託)

第97条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- 一 年金数理に関する事務
- 二 給付金の支払に関する事務
- 三 加入者等の記録管理に関する事務
- 四 掛金額計算補助
- 五 給付額計算補助

2 基金は、前項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第98条 基金の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(業務概況の周知)

第99条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させなければならない。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 七 基本方針の概要
- 八 その他基金の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 二 書面を加入者に交付する方法
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- 四 その他周知が確実に行われる方法

3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

第100条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、基金に提出することによって行う。

(受給手続)

第101条 基金による給付を受ける者は、基金に第44条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- 一 給付の受領方法についての届
- 二 年金給付の支給を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
- 三 所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める必要な申告書

2 前項の規定により提出した書類の内容について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第102条 基金は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
- 二 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
- 三 積立金の運用に関する事項

3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

4 基金は、第1項の書類を基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

5 加入者等は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第103条 基金が厚生労働大臣に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第104条 基金の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の第1号及び第2号に掲げる

額を合算した額から第3号に掲げる額を控除して得た額（ただし、当該額が負の場合は零とする。）を、掛金として一括して拠出しなければならない。

一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額（第71条第2項の規定により拠出しない特別掛金の額を含む。以下この条において同じ。）の予想額の現価

二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあっては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日とする。以下この条において同じ。）における基金の繰越不足金（規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。以下同じ。）の額に、次のアに定める率を乗じて得た額に、次のイに定める率を乗じて得た額

ア 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日における減少実施事業所が属する実施事業所の区分（別表第2-1に定める実施事業所の区分をいう。以下この条において同じ。）の資産配分基礎額（数理債務の額から特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額をいう。以下この条及び次条において同じ。）を、基金の資産配分基礎額で除して得た率

イ 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日における減少実施事業所の加入者数を、減少実施事業所が属する実施事業所の区分の加入者数で除して得た率

三 減少実施事業所が減少する日の減少実施事業所に係る承継事業所償却積立金

2 前項の規定による掛金のほか、基金の実施事業所に使用される加入者の数が減少する場合において、次項に掲げる事由に該当し、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該加入者の数の減少に係る実施事業所（以下この条において「加入者減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額から第3号に掲げる額を控除して得た額（ただし、当該額が負の場合は零とする。）を、掛金として一括して拠出しなければならない。

一 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少しないとしたならば加入者減少実施事業所の事業主が拠出することとなる減少する加入者に係る特別掛金の額の予想額の現価

二 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少する日の直前の事業年度の末日における基金の繰越不足金の額に、次のアに定める率を乗じて得た額に、次のイに定める率を乗じて得た額

ア 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少する日の直前の事業年度の末日における加入者減少実施事業所が属する実施事業所の区分の資産配分基礎額を、基金の資産配分基礎額で除して得た率

イ 減少する加入者数を、加入者の数が減少する日の直前の事業年度の末日における加入者減少実施事業所が属する実施事業所の区分の加入者数で除して得た率

三 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少する日の属する月の前月末日の承継事業所償却積立金の額のうち加入者減少実施事業所に係る額

3 前項の事由は、次に掲げる事由とする。

実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合

- 4 第1項及び第2項の掛金は、当該減少実施事業所及び当該加入者減少実施事業所の事業主が全額を負担する。

(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第105条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあつては、基金は、基金の積立金のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

一 法第77条に規定する基金の分割

二 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同条同項に規定する政令で定める場合を除く。）

三 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同条同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、資産配分基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 権利義務移転等の日の前日における積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額が、当該権利義務移転等に係る財政計算の基準日（以下この条において「基準日」という。）における基金の資産配分基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る承継事業所償却積立金を加算して得た額

ア 基準日における権利義務移転等に係る者の資産配分基礎額

イ 基準日における基金の資産配分基礎額

二 権利義務移転等の日の前日における積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額が、基準日における基金の資産配分基礎額以下の場合

次のア及びイに掲げる者の区分に応じて、当該ア及びイに定める額に当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る承継事業所償却積立金を加算して得た額

ア 基準日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

基準日における当該権利義務移転等に係る受給権者等の資産配分基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の資産配分基礎額が権利義務移転等の日の前日における積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額を上回っている場合にあつては、当該積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（ア）基準日における当該権利義務移転等に係る受給権者等の資産配分基礎額

（イ）基準日における基金の受給権者等の資産配分基礎額

イ 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下イにおいて同じ。）

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から承継事業所償却積立金を控除した額から、本号ア（イ）に定める額を控除して得た額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額

で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 基準日における当該権利義務移転等に係る加入者の資産配分基礎額

(イ) 基準日における基金の加入者の資産配分基礎額

(法令等の適用)

第106条 この規約に特別の定めがあるもののほか、この基金に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において現に第39条に規定する加入者に該当する者（神戸日野自動車株式会社の社員等のうち、施行日前に当該実施事業所の退職年金規程（施行日の前日において効力を有する退職年金規程をいう。）第4条第2号に該当し、既に当該退職年金規程に基づく給付の支給を受けている者を除く。）は、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員等として実施事業所に使用されていた期間（試用期間を含み、既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者が、次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた場合にあっては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間（既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|--------------------------|
| 旭川日野自動車株式会社 | 北海道旭川市永山2条14丁目1番21号 |
| 北東京日野自動車株式会社 | 東京都板橋区坂下1丁目32番17号 |
| 多摩日野自動車株式会社 | 東京都八王子市左入町52番地 |
| 埼玉日野自動車株式会社 | 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目405番地の18 |
| 京浜日野自動車株式会社 | 神奈川県川崎市川崎区四谷下町25番地の6 |
| 姫路日野自動車株式会社 | 兵庫県姫路市飾磨区今在家字東荒新田1082番地1 |
| 兵庫日野自動車株式会社 | 兵庫県神戸市生田区相生町2丁目331番地 |
| 神戸日野自動車株式会社 | 兵庫県神戸市東灘区住吉浜町15番地 |
| 佐賀日野自動車株式会社 | 佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町429番地3 |
| 長崎日野自動車株式会社 | 長崎県長崎市矢上町720番地 |
| 大分日野自動車株式会社 | 大分県大分市大字海原字東新田763番地 |
| 相模鑄造株式会社 | 神奈川県津久井郡城山町町屋1丁目1番40号 |

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

第3条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日の前日において実施事業所の事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

2 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成22年1月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金

契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。ただし、施行日以後年金給付の支払日は、当該受給権者が当該適格退職年金契約における支払日とすることを申し出た場合を除き、第48条第1項に定めるところによるものとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第4条 附則第2条第2項及び第3項の規定により施行日前に実施事業所及び他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者に係る第75条第3項第4号から第8号までの最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日（第75条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(再評価率に関する経過措置)

第5条 第45条第4項、第6項及び第7項に規定する受給期間再評価率は、基金が最初に行う財政再計算（第72条第1項に規定する財政再計算のことをいう。以下「次回再計算」という。）に伴う当該再評価率の改定時（第45条第4項、第6項及び第7項の規定に基づく改定時をいう。）までの間は、2.5%とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める次回再計算の基準日までの間に第72条第2項又は第74条第1項に規定する財政再計算（以下、本項において「臨時再計算」という。）に該当した場合であって、当該臨時再計算の基準日における下限予定利率が2.5%を上回る場合にあっては、当該臨時再計算に係る掛金の適用日から、当該臨時再計算の基準日における下限予定利率を受給期間再評価率として適用する。

3 第75条第2項の規定にかかわらず、同条同項に定める最低保全給付の現価の計算に用いる再評価率は、次条に定める次回再計算の基準日までの間は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 据置期間再評価率 1.5%
- 二 受給期間再評価率 2.5%

(財政再計算に関する経過措置)

第6条 第72条第1項の規定にかかわらず、基金が最初に行う財政再計算（第72条第1項に規定する財政再計算のことをいう。）は、平成25年3月末日を基準日とするものとする。

(事業年度に関する経過措置)

第7条 第98条の規定にかかわらず、基金の最初の事業年度は、施行日に始まり、平成22年3月末日に終わる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において実施事業所に追加する下表の事業所の社員等であって、同日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

| 事業所名 |
|----------------|
| 東北北海道日野自動車株式会社 |
| 宮城日野自動車株式会社 |
| 西東北日野自動車株式会社 |
| 福島日野自動車株式会社 |
| 山口日野自動車株式会社 |
| 株式会社トランテックス |
| 株式会社セリオ |
| 理研鍛造株式会社 |
| 株式会社ソーシン |

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員等として実施事業所に使用されていた期間（試用期間を含み、既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。
- 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者が、次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた場合にあつては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間（既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

| 事業所名 | 所在地 |
|-----------------|---------------------|
| 旧東北北海道日野自動車株式会社 | 北海道釧路市星が浦大通3丁目3番36号 |
| 釧路日野自動車株式会社 | 北海道釧路市星が浦大通3丁目3番36号 |
| 帯広日野自動車株式会社 | 北海道帯広市西19条北1丁目7番6号 |
| 北見日野自動車株式会社 | 北海道北見市三輪523番地1 |
| 旧宮城日野自動車株式会社 | 宮城県仙台市宮城野区扇町1-7-36 |
| 秋田日野自動車株式会社 | 秋田県秋田市川尻町字大川反233番58 |
| 山形日野自動車株式会社 | 山形県山形市青田四丁目1番1号 |
| 旧山口日野自動車株式会社 | 山口県山口市大字陶1226番地の1 |
| 日野車体工業株式会社 | 石川県小松市串町工業団地30番地 |
| 金産自動車工業株式会社 | 石川県金沢市松村町チ20番地 |
| 株式会社富士製作所 | 石川県松任市徳丸町222番地 |
| 協和自動車株式会社 | 神奈川県横浜市鶴見区寛政町22番18号 |
| 理研工機株式会社 | 群馬県伊勢崎市宮子町1210 |

| 事業所名 | 所在地 |
|--------------|-------------------------|
| 千代田自動車工業株式会社 | 埼玉県入間市大字寺竹 1 1 1 5 番地 1 |
| 国産機器株式会社 | 埼玉県比企郡玉川村大字五明 8 8 8 |

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

第3条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日の前日において前条第1項に定める実施事業所の事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

2 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成22年10月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。ただし、施行日以後年金給付の支払日は、当該受給権者が当該適格退職年金契約における支払日とすることを申し出た場合を除き、第48条第1項に定めるところによる。

(最低保全給付に関する経過措置)

第4条 この日野グループ企業年金基金規約の一部を変更する規約(以下「一部変更規約」という。)附則第2条第2項及び第3項の規定により施行日前に実施事業所及び他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者に係る第75条第3項第4号から第8号までの最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日(第75条第2項に規定する基準日をいう。)までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。)を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 平成22年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(事務費掛金に関する経過措置)

第6条 平成22年6月30日時点の基金の実施事業所については、平成22年7月から同年9月までの事務費掛金の拠出を中断するものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成23年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において実施事業所に追加する下表の事業所の社員等であつて、同日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

| 事業所名 |
|--------------|
| 函館日野自動車株式会社 |
| 青森日野自動車株式会社 |
| 岩手日野自動車株式会社 |
| 群馬日野自動車株式会社 |
| 石川日野自動車株式会社 |
| 広島日野自動車株式会社 |
| 熊本日野自動車株式会社 |
| 株式会社武部鉄工所 |
| 株式会社日野ヒューテック |
| 株式会社ニッショー |
| 日野通商株式会社 |

- 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員等として実施事業所に使用されていた期間（試用期間を含み、既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。
- 第1項の規定により加入者の資格を取得した者が、次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた場合にあっては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間（既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

| 事業所名 | 所在地 |
|---------------|--------------------|
| 旧青森日野自動車株式会社 | 青森県青森市大字石江字江渡83番地 |
| 奥羽日野自動車株式会社 | 宮城県仙台市田子字沼前8番地 |
| 旧熊本日野自動車株式会社 | 熊本県熊本市南高江3-2-115 |
| 日野テクノスタッフ株式会社 | 東京都日野市日野台一丁目16番地12 |
| 株式会社ちよだ商会 | 東京都中央区日本橋2丁目3番21号 |

（適格退職年金契約に係る権利義務の承継）

第3条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日の前日において前条第1項に定める実施事業所の事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

- 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成23年4月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。
- 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者

となり、その給付の内容については、なお従前の例による。ただし、施行日以後年金給付の支払日は、当該受給権者が当該適格退職年金契約における支払日とすることを申し出た場合を除き、第48条第1項に定めるところによる。

(最低保全給付に関する経過措置)

第4条 この日野グループ企業年金基金規約の一部を変更する規約(以下「一部変更規約」という。)附則第2条第2項及び第3項の規定により施行日前に実施事業所及び他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者に係る第75条第3項第4号から第8号までの最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日(第75条第2項に規定する基準日をいう。)までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。)を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 平成22年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成23年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において実施事業所に追加する下表の事業所の社員等であって、同日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

| 事業所名 |
|--------------|
| 山梨日野自動車株式会社 |
| 福井日野自動車株式会社 |
| 京都日野自動車株式会社 |
| 滋賀日野自動車株式会社 |
| 奈良日野自動車株式会社 |
| 和歌山日野自動車株式会社 |
| 島根日野自動車株式会社 |
| 岡山日野自動車株式会社 |
| 香川日野自動車株式会社 |
| 南九州日野自動車株式会社 |
| 株式会社日野ロジスパック |
| 株式会社吉沢鉄工所 |

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員等として実施事業所に使用されていた期間（試用期間を含み、既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。
- 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者が、次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた場合にあっては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間（既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

| 事業所名 | 所在地 |
|--------------|------------------|
| 宮崎日野自動車株式会社 | 宮崎県宮崎市大字恒久740番地 |
| 株式会社岡本フレイターズ | 東京都港区海岸3-26-1 |
| 日野サービス興業株式会社 | 東京都福生市南田園3-12-24 |
| 日隆梱包輸送株式会社 | 東京都港区芝浦3-6-4 |
| 株式会社吉澤鉄工所 | 山梨県甲州市塩山小屋敷2010 |

（適格退職年金契約に係る権利義務の承継）

第3条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日の前日において前条第1項に定める実施事業所の事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

- 2 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成23年10月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。ただし、施行日以後年金給付の支払日は、当該受給権者が当該適格退職年金契約における支払日とすることを申し出た場合を除き、第48条第1項に定めるところによる。

（最低保全給付に関する経過措置）

第4条 この日野グループ企業年金基金規約の一部を変更する規約附則第2条第2項及び第3項の規定により施行日前に実施事業所及び他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者に係る第75条第3項第4号から第8号までの最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日（第75条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

（掛金に関する経過措置）

第5条 平成23年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年9月1日（以下「施行日」という）から施行する。

(事務費掛金に関する経過措置)

第2条 平成23年8月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年11月5日から施行する。

(事務所所在地の変更)

第3条の「東京都港区芝4丁目11番3号」を「東京都港区新橋5丁目18番1号」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成24年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成24年4月21日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成25年8月12日から適用する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成25年8月31日から適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年10月1日から施行する。

(事務費掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成26年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行する。

(変更理由) 基金作成全文規約記載あり。記載省略。

第2条 省略

(連合会に関する経過措置)

第3条 第85条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行する。

(変更理由) 基金作成全文規約記載あり。記載省略。

第2条 省略

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行する。

(変更理由) 基金作成全文規約記載あり。記載省略。

第2条 省略

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年12月14日から適用する。

(変更理由) 基金作成全文規約記載あり。記載省略。

第2条 省略

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(変更理由) 基金作成全文規約記載あり。記載省略。

第2条 省略

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第73条の2及び第105条の改正規定 平成26年4月1日
- 二 第5条、第86条及び第88条の改正規定 平成28年7月1日
- 三 第82条の改正規定 平成30年4月1日

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において日野コンピューターシステム株式会社の社員等である者のうち、第39条に定める加入者の資格を有する者は、施行日に加入者の資格を取得する。

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に社員等として実施事業所に使用されていた期間（試用期間を含み、既に支給を受けた退職金の計算の基礎となった期間を除く。）は、施行日に第42条に規定する加入者期間に算入するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成30年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成31年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。ただし、別表第1の改正規定については、令和元年8月19日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和3年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(給付算定期間に関する経過措置)

第2条 第42条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者の施行日前の期間に係る給付算定期間は、施行日前の期間に係る加入者期間とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

(最低積立基準額に関する経過措置)

第4条 施行日から5年を経過する日までの間において、施行日前日における基金の加入者に係る最低積立基準額が、この規約による変更前の日野グループ企業年金基金規約（以下、この条において「変更前規約」という。）の規定による給付額に基づき算定した最低積立基準額を下回る場合においては、第75条第2項の規定にかかわらず、その者に係る最低積立基準額は、施行日前日における変更前規約の規定による給付額に基づき算定した最低積立基準額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

2 施行日における南関東日野自動車株式会社の加入者のうち、施行日の前日において旧千葉日野自動車株式会社又は旧横浜日野自動車株式会社の加入者であった者であって、施行日に加入者の区分が変更となった者に係る標準一時金額及び標準年金月額は、第45条第9項及び第10項の規定(ただし、同条第10項第2号に定める額を零とする。)により計算される額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第1の改正規定については、令和3年5月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者

に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第103条の改正規定は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、令和5年2月13日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第67条の2の規定は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前において、現に日野グループ企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第67条の2の改正規定は、令和6年12月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和6年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行し、令和5年10月16日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年5月27日から施行する。

別表第1

実施事業所の名称及び所在地

(適用条項：第4条)

| 名 称 | 所在地 |
|----------------|-----------------------|
| 北海道日野自動車株式会社 | 北海道札幌市東区東苗穂二条3丁目2番15号 |
| 南関東日野自動車株式会社 | 東京都港区新橋5丁目18番1号 |
| 静岡日野自動車株式会社 | 静岡県静岡市駿河区国吉田2-5-1 |
| 神戸日野自動車株式会社 | 兵庫県神戸市東灘区向洋町西5-11 |
| 大阪日野自動車株式会社 | 大阪府大阪市西淀川区千舟1-4-45 |
| 九州日野自動車株式会社 | 福岡県福岡市東区みなと香椎3丁目7番2号 |
| 福島製鋼株式会社 | 福島県福島市笹木野天竺田8-1 |
| 東北北海道日野自動車株式会社 | 北海道帯広市西十九条北1-7-6 |
| 宮城日野自動車株式会社 | 宮城県仙台市宮城野区扇町1-7-36 |
| 西東北日野自動車株式会社 | 山形県山形市立谷川3-3553-1 |
| 福島日野自動車株式会社 | 福島県郡山市安積町笹川蜂田5-1 |
| 山口日野自動車株式会社 | 山口県山口市陶1226-1 |
| 株式会社トランテックス | 石川県白山市徳丸町670 |
| 株式会社セリオ | 石川県小松市串町工業団地29番地1 |
| 理研鍛造株式会社 | 群馬県前橋市元総社町395-3 |
| 株式会社ソーシン | 埼玉県入間市寺竹1115-1 |
| 函館日野自動車株式会社 | 北海道北斗市萩野33-81 |
| 青森日野自動車株式会社 | 青森県青森市大字野木字山口164番地82 |
| 岩手日野自動車株式会社 | 岩手県盛岡市東見前5地割31番地 |
| 群馬日野自動車株式会社 | 群馬県前橋市上増田町258-10 |
| 石川日野自動車株式会社 | 石川県金沢市南森本町へ-75-1 |
| 広島日野自動車株式会社 | 広島県安芸郡坂町北新地1-2-59 |
| 熊本日野自動車株式会社 | 熊本県熊本市南高江3丁目2番115号 |
| 株式会社武部鉄工所 | 神奈川県厚木市緑ヶ丘5-18-1 |
| 株式会社日野ヒューテック | 東京都日野市日野台1-9-5 |
| 日野トレーディング株式会社 | 東京都八王子市久保山町2-2 |
| 山梨日野自動車株式会社 | 山梨県笛吹市御坂町成田2428番地 |
| 福井日野自動車株式会社 | 福井県福井市大和田1丁目501番地 |
| 京都日野自動車株式会社 | 京都府久世郡久御山町佐山双栗37番地1 |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 滋賀県栗東市小柿3-2-30 |
| 奈良日野自動車株式会社 | 奈良県磯城郡川西町大字唐院18番地の1 |
| 和歌山日野自動車株式会社 | 和歌山県和歌山市中10番地の1 |

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 島根日野自動車株式会社 | 島根県松江市東出雲町出雲郷 8 8 1 |
| 岡山日野自動車株式会社 | 岡山県岡山市北区久米 1 6 6 - 1 |
| 香川日野自動車株式会社 | 香川県高松市春日町 1 4 8 1 |
| 南九州日野自動車株式会社 | 鹿児島県鹿児島市宇宿 2 - 2 8 - 2 4 |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 東京都青梅市末広町 2 - 9 - 1 |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 山梨県甲州市塩山小屋敷 2 0 1 0 |
| 岡本物流株式会社 | 東京都港区海岸三丁目 2 6 番 1 号 |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 東京都日野市日野台 1 - 1 6 - 1 2 |

別表第2-1

加入者の範囲
(適用条項：第39条)

| 実施事業所 | 加入者の範囲 | 実施事業所の区分 | | | | |
|--------------|--|----------|----|----|----|----|
| | | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 |
| 北海道日野自動車株式会社 | 社員就業規則（令和3年7月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1号に規定する正社員 | | | ○ | | |
| 南関東日野自動車株式会社 | 就業規則（令和3年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | ○ | |
| 静岡日野自動車株式会社 | 就業規則（平成21年10月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | ○ | | | |
| 神戸日野自動車株式会社 | 就業規則（平成21年10月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | ○ | | | |
| 大阪日野自動車株式会社 | 就業規則（令和4年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員（ただし、同条第3項に規定する再雇用社員、臨時社員等は除く。） | | | ○ | | |
| 九州日野自動車株式会社 | 就業規則（令和2年8月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正社員 | | ○ | | | |
| 福島製鋼株式会社 | 社員就業規則（平成21年10月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | | | ○ | |

| | | | | | | |
|---------------|--|---|---|--|---|--|
| 東北海道日野自動車株式会社 | 就業規則（令和6年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | ○ | | | | |
| 宮城日野自動車株式会社 | 就業規則（令和2年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | ○ | |
| 西東北日野自動車株式会社 | 就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する従業員 | | | | ○ | |
| 福島日野自動車株式会社 | 就業規則（令和4年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正社員 | | | | ○ | |
| 山口日野自動車株式会社 | 就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | ○ | | | |
| 株式会社トランテックス | 社員就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | ○ | | | |
| 株式会社セリオ | 従業員就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する社員 | | ○ | | | |
| 理研鍛造株式会社 | 従業員就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員（同規則第3条各号に規定する期間を定めて雇用される者、嘱託社員及びパート社員を除く。） | | | | ○ | |
| 株式会社ソーシン | 社員就業規則（平成22年7月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員をいう。 | | | | ○ | |

| | | | | | | |
|--------------|--|--|---|---|--|---|
| 函館日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | | | | ○ |
| 青森日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第4条に規定する社員 | | ○ | | | |
| 岩手日野自動車株式会社 | 就業規則（令和4年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | ○ | | | |
| 群馬日野自動車株式会社 | 就業規則（令和2年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | | | | ○ |
| 石川日野自動車株式会社 | 就業規則（令和3年10月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | ○ | | | |
| 広島日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1号に規定する正社員 | | ○ | | | |
| 熊本日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | | ○ | | |
| 株式会社武部鉄工所 | 従業員就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員（同規則同条に規定する嘱託及び期間を定めて雇入れた者を除く。） | | ○ | | | |
| 株式会社日野ヒューテック | 社員就業規則（平成23年1月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | ○ | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|---|--|
| 日野トレーディング株式会社 | 就業規則（平成24年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員（同規則同条に規定する期間を定めて雇入れた者等を除く。） | | | | | ○ | |
| 山梨日野自動車株式会社 | 従業員就業規則（令和2年8月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | | ○ | |
| 福井日野自動車株式会社 | 就業規則（令和4年1月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条雇用区分①に規定する正社員 | | | | | ○ | |
| 京都日野自動車株式会社 | 従業員就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | | ○ | |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 従業員就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | | ○ | |
| 奈良日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1号に規定する正社員 | | | | | ○ | |
| 和歌山日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | | | | ○ | |
| 島根日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する従業員 | | | | | ○ | |
| 岡山日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する社員 | | | | | ○ | |

| | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|---|--|--|
| 香川日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する社員 | | | ○ | | |
| 南九州日野自動車株式会社 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1項第1号に規定する正社員 | | | ○ | | |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 社員就業規則（令和6年4月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員（同条に規定する雇用期間に定めのある者及び無期契約社員を除く。） | | | ○ | | |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第1条第3項に規定する従業員 | | | ○ | | |
| 岡本物流株式会社 | 従業員就業規則（平成23年7月1日現在において効力を有する従業員就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する従業員 | | | ○ | | |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 社員就業規則（令和2年4月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員 | | | ○ | | |

別表第2-2

試用期間の範囲
(適用条項：第42条)

| 実施事業所 | 試用期間の範囲 |
|----------------|----------------------|
| 北海道日野自動車株式会社 | 社員就業規則第14条に規定する試用期間 |
| 南関東日野自動車株式会社 | 就業規則第10条に規定する試用期間 |
| 静岡日野自動車株式会社 | 就業規則第27条に規定する試用期間 |
| 神戸日野自動車株式会社 | 就業規則第40条に規定する試用期間 |
| 大阪日野自動車株式会社 | 就業規則第6条に規定する試用期間 |
| 九州日野自動車株式会社 | 就業規則第10条に規定する試用期間 |
| 東北北海道日野自動車株式会社 | 就業規則第36条に規定する試用期間 |
| 宮城日野自動車株式会社 | 就業規則第8条に規定する試用期間 |
| 西東北日野自動車株式会社 | 就業規則第33条に規定する試用期間 |
| 福島日野自動車株式会社 | 就業規則第14条に規定する試用期間 |
| 山口日野自動車株式会社 | 就業規則第38条に規定する試用期間 |
| 株式会社トランテックス | 社員就業規則第36条に規定する試用期間 |
| 株式会社セリオ | 従業員就業規則第37条に規定する試用期間 |
| 理研鍛造株式会社 | 従業員就業規則第7条に規定する試用期間 |
| 株式会社ソーシン | 社員就業規則第30条に規定する試用期間 |
| 函館日野自動車株式会社 | 就業規則第10条に規定する試用期間 |
| 青森日野自動車株式会社 | 就業規則第31条に規定する試傭期間 |
| 岩手日野自動車株式会社 | 就業規則第34条に規定する見習期間 |
| 群馬日野自動車株式会社 | 就業規則第26条に規定する試用期間 |
| 石川日野自動車株式会社 | 就業規則第20条に規定する試用期間 |
| 広島日野自動車株式会社 | 就業規則第10条に規定する試用期間 |
| 熊本日野自動車株式会社 | 就業規則第41条に規定する試用期間 |
| 株式会社武部鉄工所 | 従業員就業規則第6条に規定する試用期間 |
| 株式会社日野ヒューテック | 社員就業規則第27条に規定する試用期間 |
| 日野トレーディング株式会社 | 就業規則第31条に規定する試用期間 |
| 山梨日野自動車株式会社 | 従業員就業規則第6条に規定する試用期間 |
| 福井日野自動車株式会社 | 就業規則第23条に規定する試用期間 |
| 京都日野自動車株式会社 | 従業員就業規則第31条に規定する試用期間 |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 従業員就業規則第31条に規定する試用期間 |
| 奈良日野自動車株式会社 | 就業規則第11条に規定する試用期間 |
| 和歌山日野自動車株式会社 | 就業規則第31条に規定する試用期間 |
| 島根日野自動車株式会社 | 就業規則第28条に規定する試用期間 |

| | |
|--------------------|------------------------|
| 岡山日野自動車株式会社 | 就業規則第 1 6 条に規定する試用期間 |
| 香川日野自動車株式会社 | 就業規則第 4 3 条に規定する試用期間 |
| 南九州日野自動車株式会社 | 就業規則第 1 1 条に規定する試用期間 |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 社員就業規則第 2 7 条に規定する試用期間 |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 就業規則第 4 条に規定する試用期間 |
| 岡本物流株式会社 | 従業員就業規則第 4 条に規定する試用期間 |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 社員就業規則第 2 2 条に規定する試用期間 |

退職事由の範囲
(適用条項：第45条)

| 実施事業所 | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
|---------------|-----------------|--|
| 北海道日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（令和3年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第9号に規定する退職事由 |
| 南関東日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規定（令和3年7月1日現在において効力を有する退職手当金規定をいう。）第10条第3号に規定する退職事由 |
| 静岡日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当規定（平成21年10月1日現在において効力を有する退職手当規定をいう。）第3条第5号に規定する退職事由 |
| 神戸日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当規程（平成21年10月1日現在において効力を有する退職手当規程をいう。）第3条第5号及び第6号に規定する次の退職事由 自己都合 休職期間満了 |
| 大阪日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（令和4年4月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第2条第2号に規定する退職事由 |
| 九州日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規則（令和2年8月1日現在において効力を有する退職金規則をいう。）第9条第4項に規定する退職事由 |
| 福島製鋼株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成21年10月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第3条第7号及び第8号に規定する退職事由 |
| 東北海道日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（令和6年4月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第11条第6号に規定する退職事由（ただし、55歳以上で退職した場合を除く。） |
| 宮城日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（令和2年12月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第2条第2項に規定する退職事由 |

| | | |
|--------------|-----------------|---|
| 西東北日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（平成22年7月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第3条第7号に規定する退職事由 |
| 福島日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 就業規則第27条に規定する退職事由 |
| 山口日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金支給規定（平成22年7月1日現在において効力を有する退職手当金支給規定をいう。）第4条に規定する退職事由 |
| 株式会社トランテックス | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規則（平成22年7月1日現在において効力を有する退職手当金規則をいう。）第8条第8号に規定する退職事由 |
| 株式会社セリオ | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規則（平成22年7月1日現在において効力を有する退職手当金規則をいう。）第7条第2項に規定する退職事由（ただし、50歳以上で退職した場合を除く。） |
| 理研鍛造株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成22年7月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第6条第3項に規定する退職事由 |
| 株式会社ソーシン | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成22年7月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第8条第8号に規定する退職事由 |
| 函館日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（平成23年1月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第3条第8号に規定する退職事由 |
| 青森日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（平成23年1月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第8条第8号に規定する退職事由 |
| 岩手日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規定（令和4年1月1日現在において効力を有する退職手当金規定をいう。）第5条第3項に規定する退職事由（ただし、死亡は除く。） |
| 群馬日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規則（令和2年8月1日現在において効力を有する退職金規則をいう。）第3条第4号及び就業規則第61条第1号に規定する退職事由（ただし、加入者期間25年以上の退職を除く。） |
| 石川日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規定（平成23年1月1日現在において効力を有する退職金規定をいう。）第4条に規定する自己都合退職 |

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| 広島日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年1月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第2条第9号に規定する退職事由 |
| 熊本日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年1月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第8号に規定する退職事由 |
| 株式会社武部鉄工所 | 右記以外の退職 及び死亡 | 従業員退職手当金規則（平成23年1月1日現在において効力を有する従業員退職手当金規則をいう。）第3条第3項第1号に規定する自己都合 |
| 株式会社日野ヒューテック | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成23年1月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第9条第7号に規定する退職事由 |
| 日野トレーディング株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規則（平成24年4月1日現在において効力を有する退職手当金規則をいう。）第9条第8号に規定する退職事由 |
| 山梨日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（令和2年8月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第3条第5号及び第6号に規定する退職事由 |
| 福井日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（令和4年1月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第8号に規定する退職事由 |
| 京都日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第8条に規定する退職事由（ただし、加入者期間10年以上の退職を除く。）及び同規程第9条に規定する退職事由 |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第8条に規定する退職事由（ただし、加入者期間10年以上の退職を除く。）及び同規程第9条に規定する退職事由 |
| 奈良日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第3条第8号に規定する退職事由 |
| 和歌山日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第3条第9号に規定する退職事由 |
| 島根日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規定（平成23年7月1日現在において効力を有する退職手当金規定をいう。）第6条に規定する自己の都合により退職する場合 |

| | | |
|--------------------|-----------------|--|
| 岡山日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第3条第9号に規定する退職事由 |
| 香川日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規定（平成23年7月1日現在において効力を有する退職手当金規定をいう。）第6条に規定する自己都合により退職する場合 |
| 南九州日野自動車株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第6号及び第7号に規定する退職事由 |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（令和6年4月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第7条第8号に規定する退職事由 |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 右記以外の退職 及び死亡 | 就業規則第45条第2項に規定する退職事由 |
| 岡本物流株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職金支給規定（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金支給規定をいう。）第5条第2項に規定する退職事由 |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 右記以外の退職 及び死亡 | 退職手当金規程（平成30年10月1日現在において効力を有する退職手当金規程をいう。）第9条第8号に規定する退職事由 |

別表第2-4

給付算定期間の終点

(適用条項：第39条、第42条、第67条及び第69条)

| 実施事業所 | 給付算定期間の終点 |
|---------------|---------------------------------|
| 北海道日野自動車株式会社 | 60歳に到達した日の属する月の四半期の末日 |
| 大阪日野自動車株式会社 | 60歳の誕生日以降最初に到来する6月、9月、12月、3月の末日 |
| 東北海道日野自動車株式会社 | 60歳の誕生日の属する月の末日 |

別表第3（その1：第1加入者）

老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金支給額表

（適用条項：第45条及び第75条）

（金額単位：円）

| 給付算定期間 | 支給額 | | 給付算定期間 | 支給額 | |
|--------|----------|---------|--------|-----------|-----------|
| | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 | | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
| 0年 | 0 | 0 | 20年 | 500,000 | 350,000 |
| 1 | 25,000 | 7,500 | 21 | 550,000 | 385,000 |
| 2 | 50,000 | 15,000 | 22 | 600,000 | 420,000 |
| 3 | 75,000 | 22,500 | 23 | 650,000 | 455,000 |
| 4 | 100,000 | 30,000 | 24 | 700,000 | 490,000 |
| 5 | 125,000 | 50,000 | 25 | 750,000 | 637,500 |
| 6 | 150,000 | 60,000 | 26 | 800,000 | 680,000 |
| 7 | 175,000 | 70,000 | 27 | 850,000 | 722,500 |
| 8 | 200,000 | 80,000 | 28 | 900,000 | 765,000 |
| 9 | 225,000 | 90,000 | 29 | 950,000 | 807,500 |
| 10 | 250,000 | 125,000 | 30 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 11 | 275,000 | 137,500 | 31 | 1,125,000 | 1,125,000 |
| 12 | 300,000 | 150,000 | 32 | 1,250,000 | 1,250,000 |
| 13 | 325,000 | 162,500 | 33 | 1,375,000 | 1,375,000 |
| 14 | 350,000 | 175,000 | 34 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 15 | 375,000 | 225,000 | 35 | 1,625,000 | 1,625,000 |
| 16 | 400,000 | 240,000 | 36 | 1,750,000 | 1,750,000 |
| 17 | 425,000 | 255,000 | 37 | 1,875,000 | 1,875,000 |
| 18 | 450,000 | 270,000 | 38年以上 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 19 | 475,000 | 285,000 | — | — | — |

（注）給付算定期間に1年未満の端数月がある場合の支給額は次式による。

t年mヶ月の支給額＝

t年の支給額＋{(t＋1)年の支給額－t年の支給額}×m／12

別表第3（その2：第2加入者）

老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金支給額表

（適用条項：第45条及び第75条）

（金額単位：円）

| 給付算定期間 | 支給額 | | 給付算定期間 | 支給額 | |
|--------|----------|---------|--------|-----------|-----------|
| | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 | | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
| 0年 | 0 | 0 | 20年 | 1,000,000 | 700,000 |
| 1 | 50,000 | 15,000 | 21 | 1,100,000 | 770,000 |
| 2 | 100,000 | 30,000 | 22 | 1,200,000 | 840,000 |
| 3 | 150,000 | 45,000 | 23 | 1,300,000 | 910,000 |
| 4 | 200,000 | 60,000 | 24 | 1,400,000 | 980,000 |
| 5 | 250,000 | 100,000 | 25 | 1,500,000 | 1,275,000 |
| 6 | 300,000 | 120,000 | 26 | 1,600,000 | 1,360,000 |
| 7 | 350,000 | 140,000 | 27 | 1,700,000 | 1,445,000 |
| 8 | 400,000 | 160,000 | 28 | 1,800,000 | 1,530,000 |
| 9 | 450,000 | 180,000 | 29 | 1,900,000 | 1,615,000 |
| 10 | 500,000 | 250,000 | 30 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 11 | 550,000 | 275,000 | 31 | 2,250,000 | 2,250,000 |
| 12 | 600,000 | 300,000 | 32 | 2,500,000 | 2,500,000 |
| 13 | 650,000 | 325,000 | 33 | 2,750,000 | 2,750,000 |
| 14 | 700,000 | 350,000 | 34 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 15 | 750,000 | 450,000 | 35 | 3,250,000 | 3,250,000 |
| 16 | 800,000 | 480,000 | 36 | 3,500,000 | 3,500,000 |
| 17 | 850,000 | 510,000 | 37 | 3,750,000 | 3,750,000 |
| 18 | 900,000 | 540,000 | 38年以上 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| 19 | 950,000 | 570,000 | — | — | — |

（注）給付算定期間に1年未満の端数月がある場合の支給額は次式による。

t年mヶ月の支給額＝

t年の支給額＋{(t＋1)年の支給額－t年の支給額}×m／12

別表第3（その3：第3加入者）

老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金支給額表

（適用条項：第45条及び第75条）

（金額単位：円）

| 給付算定期間 | 支給額 | | 給付算定期間 | 支給額 | |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 | | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
| 0年 | 0 | 0 | 20年 | 2,000,000 | 1,400,000 |
| 1 | 100,000 | 30,000 | 21 | 2,200,000 | 1,540,000 |
| 2 | 200,000 | 60,000 | 22 | 2,400,000 | 1,680,000 |
| 3 | 300,000 | 90,000 | 23 | 2,600,000 | 1,820,000 |
| 4 | 400,000 | 120,000 | 24 | 2,800,000 | 1,960,000 |
| 5 | 500,000 | 200,000 | 25 | 3,000,000 | 2,550,000 |
| 6 | 600,000 | 240,000 | 26 | 3,200,000 | 2,720,000 |
| 7 | 700,000 | 280,000 | 27 | 3,400,000 | 2,890,000 |
| 8 | 800,000 | 320,000 | 28 | 3,600,000 | 3,060,000 |
| 9 | 900,000 | 360,000 | 29 | 3,800,000 | 3,230,000 |
| 10 | 1,000,000 | 500,000 | 30 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| 11 | 1,100,000 | 550,000 | 31 | 4,500,000 | 4,500,000 |
| 12 | 1,200,000 | 600,000 | 32 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 13 | 1,300,000 | 650,000 | 33 | 5,500,000 | 5,500,000 |
| 14 | 1,400,000 | 700,000 | 34 | 6,000,000 | 6,000,000 |
| 15 | 1,500,000 | 900,000 | 35 | 6,500,000 | 6,500,000 |
| 16 | 1,600,000 | 960,000 | 36 | 7,000,000 | 7,000,000 |
| 17 | 1,700,000 | 1,020,000 | 37 | 7,500,000 | 7,500,000 |
| 18 | 1,800,000 | 1,080,000 | 38年以上 | 8,000,000 | 8,000,000 |
| 19 | 1,900,000 | 1,140,000 | — | — | — |

（注）給付算定期間に1年未満の端数月がある場合の支給額は次式による。

t年mヶ月の支給額＝

t年の支給額＋{(t＋1)年の支給額－t年の支給額}×m／12

別表第3（その4：第4加入者）

老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金支給額表

（適用条項：第45条及び第75条）

（金額単位：円）

| 給付算定期間 | 支給額 | | 給付算定期間 | 支給額 | |
|--------|-----------|-----------|--------|------------|------------|
| | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 | | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
| 0年 | 0 | 0 | 20年 | 2,500,000 | 1,750,000 |
| 1 | 125,000 | 37,500 | 21 | 2,750,000 | 1,925,000 |
| 2 | 250,000 | 75,000 | 22 | 3,000,000 | 2,100,000 |
| 3 | 375,000 | 112,500 | 23 | 3,250,000 | 2,275,000 |
| 4 | 500,000 | 150,000 | 24 | 3,500,000 | 2,450,000 |
| 5 | 625,000 | 250,000 | 25 | 3,750,000 | 3,187,500 |
| 6 | 750,000 | 300,000 | 26 | 4,000,000 | 3,400,000 |
| 7 | 875,000 | 350,000 | 27 | 4,250,000 | 3,612,500 |
| 8 | 1,000,000 | 400,000 | 28 | 4,500,000 | 3,825,000 |
| 9 | 1,125,000 | 450,000 | 29 | 4,750,000 | 4,037,500 |
| 10 | 1,250,000 | 625,000 | 30 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 11 | 1,375,000 | 687,500 | 31 | 5,625,000 | 5,625,000 |
| 12 | 1,500,000 | 750,000 | 32 | 6,250,000 | 6,250,000 |
| 13 | 1,625,000 | 812,500 | 33 | 6,875,000 | 6,875,000 |
| 14 | 1,750,000 | 875,000 | 34 | 7,500,000 | 7,500,000 |
| 15 | 1,875,000 | 1,125,000 | 35 | 8,125,000 | 8,125,000 |
| 16 | 2,000,000 | 1,200,000 | 36 | 8,750,000 | 8,750,000 |
| 17 | 2,125,000 | 1,275,000 | 37 | 9,375,000 | 9,375,000 |
| 18 | 2,250,000 | 1,350,000 | 38年以上 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 19 | 2,375,000 | 1,425,000 | — | — | — |

（注）給付算定期間に1年未満の端数月がある場合の支給額は次式による。

t年mヶ月の支給額＝

t年の支給額＋{(t＋1)年の支給額－t年の支給額}×m／12

別表第3（その5：第5加入者）

老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金支給額表

（適用条項：第45条及び第75条）

（金額単位：円）

| 給付算定期間 | 支給額 | | 給付算定期間 | 支給額 | |
|--------|-----------|---------|--------|-----------|-----------|
| | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 | | 自己都合退職以外 | 自己都合退職 |
| 0年 | 0 | 0 | 20年 | 1,500,000 | 1,050,000 |
| 1 | 75,000 | 22,500 | 21 | 1,650,000 | 1,155,000 |
| 2 | 150,000 | 45,000 | 22 | 1,800,000 | 1,260,000 |
| 3 | 225,000 | 67,500 | 23 | 1,950,000 | 1,365,000 |
| 4 | 300,000 | 90,000 | 24 | 2,100,000 | 1,470,000 |
| 5 | 375,000 | 150,000 | 25 | 2,250,000 | 1,912,500 |
| 6 | 450,000 | 180,000 | 26 | 2,400,000 | 2,040,000 |
| 7 | 525,000 | 210,000 | 27 | 2,550,000 | 2,167,500 |
| 8 | 600,000 | 240,000 | 28 | 2,700,000 | 2,295,000 |
| 9 | 675,000 | 270,000 | 29 | 2,850,000 | 2,422,500 |
| 10 | 750,000 | 375,000 | 30 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 11 | 825,000 | 412,500 | 31 | 3,375,000 | 3,375,000 |
| 12 | 900,000 | 450,000 | 32 | 3,750,000 | 3,750,000 |
| 13 | 975,000 | 487,500 | 33 | 4,125,000 | 4,125,000 |
| 14 | 1,050,000 | 525,000 | 34 | 4,500,000 | 4,500,000 |
| 15 | 1,125,000 | 675,000 | 35 | 4,875,000 | 4,875,000 |
| 16 | 1,200,000 | 720,000 | 36 | 5,250,000 | 5,250,000 |
| 17 | 1,275,000 | 765,000 | 37 | 5,625,000 | 5,625,000 |
| 18 | 1,350,000 | 810,000 | 38年以上 | 6,000,000 | 6,000,000 |
| 19 | 1,425,000 | 855,000 | — | — | — |

（注）給付算定期間に1年未満の端数月がある場合の支給額は次式による。

t年mヶ月の支給額＝

t年の支給額＋{(t＋1)年の支給額－t年の支給額}×m／12

別表第6-1

実施事業所別特別掛金額

(適用条項：第68条)

| 実施事業所 | 第1特別掛金 月額 | 償却期間 |
|---------------|--------------|------|
| 北海道日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 南関東日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 静岡日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 神戸日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 大阪日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 九州日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福島製鋼株式会社 | 0千円 | — |
| 東北海道日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 宮城日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 西東北日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福島日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 山口日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社トランテックス | 0千円 | — |
| 株式会社セリオ | 0千円 | — |
| 理研鍛造株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社ソーシン | 0千円 | — |
| 函館日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 青森日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 岩手日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 群馬日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 石川日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 広島日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 熊本日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社武部鉄工所 | 0千円 | — |
| 株式会社日野ヒューテック | 0千円 | — |
| 日野トレーディング株式会社 | 0千円 | — |
| 山梨日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福井日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 京都日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 奈良日野自動車株式会社 | 0千円 | — |

| | | |
|--------------------|-----|---|
| 和歌山日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 島根日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 岡山日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 香川日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 南九州日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 0千円 | — |
| 岡本物流株式会社 | 0千円 | — |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 0千円 | — |

別表第 6 - 2 削除

別表第6-3

実施事業所別特別掛金額

(適用条項：第68条)

| 実施事業所 | 第3特別掛金 月額 | 償却期間 |
|---------------|--------------|------|
| 北海道日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 南関東日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 静岡日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 神戸日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 大阪日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 九州日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福島製鋼株式会社 | 0千円 | — |
| 東北海道日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 宮城日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 西東北日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福島日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 山口日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社トランテックス | 0千円 | — |
| 株式会社セリオ | 0千円 | — |
| 理研鍛造株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社ソーシン | 0千円 | — |
| 函館日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 青森日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 岩手日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 群馬日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 石川日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 広島日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 熊本日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社武部鉄工所 | 0千円 | — |
| 株式会社日野ヒューテック | 0千円 | — |
| 日野トレーディング株式会社 | 0千円 | — |
| 山梨日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 福井日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 京都日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 滋賀日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 奈良日野自動車株式会社 | 0千円 | — |

| | | |
|--------------------|-----|---|
| 和歌山日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 島根日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 岡山日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 香川日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 南九州日野自動車株式会社 | 0千円 | — |
| 日野グローバルロジスティクス株式会社 | 0千円 | — |
| 株式会社吉沢鉄工所 | 0千円 | — |
| 岡本物流株式会社 | 0千円 | — |
| 日野コンピューターシステム株式会社 | 0千円 | — |